

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要

1. 背景

中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会においてとりまとめられた「動物取扱業の適正化について」において措置すべきものと結論づけられた事項のうち、7月28日より1ヶ月間実施したパブリックコメントの結果も踏まえ、法改正を伴わず措置可能である1)動物取扱業へのいわゆる「オークション市場」、「老犬・老猫ホーム」の追加及び2)犬・ねこの夜間展示等の禁止について措置するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号。以下「施行令」という。）動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号。以下「取扱業者細目」という。）の一部を改正するもの。

2. 内容

(1) オークション市場の動物取扱業への追加

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する動物取扱業に、動物のオークションを行う事業者を追加する【施行令の改正】。

動物取扱業への追加により当該事業者は定められた現行の登録手続・遵守基準等に従うことになるが、さらに、特に当該事業者が遵守すべき基準として以下の事項を定める【施行規則及び取扱業者細目の改正】。

競りをするまでの間の動物の取扱いを、現行の施行規則及び取扱業者細目に掲げられた飼養基準等に従って行うこと。

競りの参加事業者について、動物取扱業の登録を受けていることを確認するなど、動物の取引に関する関係法令に違反していないこと等を聴取し、違反が確認された場合には競りに参加させないこと。

競りによる売買が行われる際に、販売業者により販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

競りにおける取引状況を台帳により調製し、また、実施した競りにおいて売買された動物について顧客に対して交付された契約時の動物の特性及び状態に関する文書の写しを販売業者から受け取り、これらを5年間保存すること。

(2) 動物を譲り受けて飼養する事業者の動物取扱業への追加

法第10条第1項に規定する動物取扱業に、動物を譲り受けて飼養する事業者を追加する（所有権が事業者側に移転しない場合については、従前の通り保管業として扱う）【施行令の改正】。

なお、追加により当該事業者は定められた現行の登録手続・飼養施設基準・遵守基準等に従うことになる。

(3) 犬及びねこの夜間展示の禁止等

動物取扱業者が夜間（午後8時から午前8時までの間とする。以下同じ。）の犬及びねこの展示を禁止する等の措置を講じるもの【施行規則及び取扱業者細目の改正】。

追加する遵守基準は以下の通り。

犬及びねこの夜間の展示を行わないこと。

販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間、犬及びねこの飼養施設（飼養施設と展示施設が同じ場合にあっては展示施設を含む。）内は、照明の照度を落とす、静穏を保つ等の環境を維持し、顧客又は見学者等が当該施設内に立ち入らないようにすること。

販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間、顧客等が犬又はねこに接触しないようにすること。

犬又はねこを長時間連続して展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

夜間に犬及びねこ以外の動物を展示する場合であっても、展示施設内の照明の照度を落とす、静穏を保つ等の措置を講じること。

さらに、動物取扱業の登録等の申請事項に以下を追加する【施行規則の改正】。

登録（登録の更新を含む。）に当たっては、営業時間を明記すること。

営業時間の変更をする場合（その変更に係る部分の営業時間が夜間に含まれる場合に限る。）変更の届出を提出すること。

3. 施行期日

2(1)～(3)の措置の施行期日は公布の日から約半年後とする。なお、既に2(1)又は(2)の営業を行っている事業者は、施行日から1年の間は、都道府県等の登録を受けなくても、当該事業を営むことができる。